(5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量） (6) 処理方式 (7) 構造及び設備の概要 (8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し		
ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度	
ト 直前一年間において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含む。） (1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該特別管理産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該特別管理産業廃棄物の保管量 (4) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該特別管理産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法	一年に一回以上	
チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた特別管理産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該特別管理産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	一年に一回以上	
リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。） (1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）　第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項 (2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。）　第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項 (3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）　第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項 (4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設　第十二条の七の二第四号ハからヘまでに掲げる事項 (5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設　第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項 (6) 令第七条第十四号イに掲げる施設　第十二条の七の二第六号ロからヘまでに掲げる事項 (7) 令第七条第十四号ロに掲げる施設　第十二条の七の二第七号ロからヘまでに掲げる事項 (8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設　第十二条の七の二第八号ロからリまでに掲げる事項	一年に一回以上	
ヌ 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量	一年に一回以上	
ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上	
ヲ 事業者がその特別管理産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たつて支払う料金を提示する方法	変更の都度	
ワ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	
カ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度	

三　その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関による認証を受けていること。

四　その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

五　直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。

六　直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が零を超えること。

七　法人税等を滞納していないこと。

八　事業の用に供する特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

第十条の十八中「様式第十五号」の下に「（令第六条の十四第二号に該当する者にあつては、様式第十五号の二）」を加える。

第十条の十八の二中「第十四条の四第十三項の規定による」を「第十四条の四第十五項の」に改め、同条を第十条の十八の五とし、第十条の十八の次に次の三条を加える。

（特別管理産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由）

第十条の十八の二　法第十四条の四第十三項の環境省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　事業の用に供する特別管理産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する特別管理産業廃棄物の数量が特別管理産業廃棄物に係る処分等のための保管上限に達したこと。

二　特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなつたこと。

三　事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の処分を行うことができなくなつたこと。

四　事業の用に供する産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている特別管理産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなつたこと。

五　法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）に該当するに至つたこと。